

岩沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岩沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「が35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「その管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある」を削る。

第10条第2項第1号中「基準省令第13条第13号に規定する」を削り、同項第2号イ中「基準省令第13条第7号に規定する」を削り、同号ウ中「基準省令第13条第9号に規定する」を削り、同号エ中「基準省令第13条第14号に規定する」を削り、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「基準省令第27条第2項に規定する」を削り、同号を同項第6号とし、同項第4号中「基準省令第26条第2項に規定する」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号中「基準省令第16条に規定する」を削り、同号を同項第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。